

第 2 号 議 案

平成26年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成26年6月18日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金		30,825 ^{千円}	1,966 ^{千円}	32,791 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,825	1,966	32,791
4 府 債		61,649	3,931	65,580
	1 府 債	61,649	3,931	65,580
歳 入	合 計	397,506	5,897	403,403

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 父子福祉資金貸付事業費		0	5,897	5,897
	1 父子福祉資金貸付事業費	0	5,897	5,897
歳 出 合 計		397,506	5,897	403,403

第2表 府債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	61,649	証書借入又は証券発行	無利子	制度廃止の際償還する。必要に応じて繰上償還することができる。	61,649	証書借入又は証券発行	無利子	制度廃止の際償還する。必要に応じて繰上償還することができる。
父子福祉資金貸付事業費	—				3,931			
計	61,649				65,580			